

看板ひとつで景色が変わる  
〜平成 29 年 11 月、屋外広告物の  
設置ルールを見直します〜



伊豆半島特有の美しい海岸線や山々は、車窓から眺めると、また違った魅力が溢れます。ドライブ中や電車に乗ったとき、普段と違った景色に目を奪われることはありませんか？

その素晴らしい伊豆半島の景観をより一層輝かせるため、県と市では屋外広告物（看板）の設置ルールを平成 29 年 11 月に変更する予定です。

伊豆半島に住む皆さまにとって誇れる伊豆半島、そして東京オリンピックを控え、世界に発信できるような美しい伊豆半島の景観を目指します。

屋外広告物とは？

- ・屋外に設置する看板や広告のことです。
- ・屋外広告物の設置は「静岡県屋外広告物条例」によりルールが定められています。
- ・屋外広告物を設置するためには申請が必要です。

※景観を大切にすべき地域は、条例で「普通規制地域」「特別規制地域」などの規制地

域に指定されています（規制地域により、設置のルール（色彩、大きさ等の基準）が異なります）。

パブリック・コメントを募集します

県では屋外広告物の新ルールに対して 6 月〜7 月頃にパブリック・コメントを実施します。

※詳しくは県ホームページで「伊豆半島 屋外広告物」と検索してください。

7 月から屋外広告物の設置状況を調査します

県の委託業者が伊豆半島全域の屋外広告物の調査を行います。

この調査を踏まえてルールに合わない看板については是正必要な対応（許可の申請、回収、撤去）をお願いする予定です。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひします。

問合せ先 建設課都市住宅係

☎ 22219

道路の適正利用と環境美化への協力をお願いします

道路は、市民の皆さまの共有財産であり、重要な公共施設のひとつです。一般車両のほか、緊急車両も通行し、災害時は避難経路にもなります。道路法に基づき、一定の物件については、申請により占用が認められている一方で、許可していない占用物件も近年増加しています。

皆さまが安全・快適に利用するため、通行の妨げにならないよう、道路の適正な利用並びに環境美化へのご理解とご協力をよろしくお願ひします。

問合せ先 建設課土木管理係  
☎ 22219

地籍調査事業のお知らせ

市では今年度より、地籍調査事業に着手します。

地籍調査とは、土地の一筆ごとに所有者・地籍・地目・境界等を確認すると共に、境界位置の測量や面積算定を実施し、現在の土地登記情報の修正を行うものです。調査の流れは、次のとおりです。



今後の予定

今年度は、三丁目の一部地域の調査を実施します。このため、地籍調査実施に該当する広岡西区・港区・大坂区・中央区・弥七喜区の方々につきましては、説明会の開催や広報等を通じて本調査の周知をさせていただきます。

事業実施期間中はご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

問合せ先 建設課土木管理係  
☎ 22219

下田市公共施設利用  
推進協議会委員を  
募集します

公募する委員の人数 3名

目的

市の公共施設の運営方法及び利用推進に関し、調査審議し、市長に答申します。

委員の任期

委嘱の日から 2 年間

（7 月委嘱予定）

応募資格

市内に住所を有する満 20 歳以上（平成 29 年 4 月 1 日現在）で、平日昼間に開催予定の会議に参加できる方

応募期限 6 月 30 日（金）

※郵送の場合は応募期限必着